

第18回西和賀町議会定例会

令和4年3月4日（金）

午前10時00分 開 議

議長 出席議員数は全員であります。会議は成立をしております。

これから本日の会議を開きます。

議事日程は印刷配付のとおりであります。

内記町長並びに柿崎教育長より説明員として出席の旨の届出のあった者の職氏名については、着席のとおりでありますので、呼称は省略しますが、これを受理しました。

それでは、直ちに日程に従って議事を進めます。

日程第1、議案第17号 西和賀町火入れに関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。それでは、ただいま上程になりました議案第17号 西和賀町火入れに関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

天候不順や農業従事者の高齢化に伴い、許可期間内に火入れ作業を終えることができない状況が見受けられることから、火入れ許可の期間を改正しようとするものです。

改正の内容は、第5条、火入れ許可の期間について、これまで1件につき7日以内としておりましたが、これを1件につき20日以内と改めるものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

（なしの声）

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第17号 西和賀町火入れに関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立）

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第2、議案第18号 西和賀町消防団条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第18号 西和賀町消防団条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

消防団員の処遇改善を図るため、消防団員に支給する年額報酬及び出動報酬の額について改正をしようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 おはようございます。よろしくお願いたします。それでは、改正の内容について説明いたします。

令和2年4月1日時点で全国の消防団員数は約81万人と2年連続で1万人以上減少している現状にあり、対して全国的に災害が多発化、激甚化する中で消防団の役割は多様化してきており、消防団員の負担が大きくなってきている状況にあります。

国では、消防団員の処遇等に関する検討会の中間報告、最終報告を受け、地方自治体において消防団員の処遇改善に向けた取組を進めるよう通知しているところであります。

西和賀町においても消防団員数は減少傾向にあり、消防団員の確保、維持が大きな課題となっていることから、消防団員の処遇改善を図るため、消防団員に支給する報酬の額の改正をしようとするものです。

第10条報酬について、これまで第11条第1項で規定しておりました消防団員が西和賀町長の認める警戒訓練及び消火の職務に従事する場合においては、1回につき1,700円の費用弁償を支給する、いわゆる出動手当について、これを出動報酬に改め、第10条第1項で消防団員の報酬を年額報酬及び出動報酬とするものです。第2項は年額報酬を別表1として、第3項は出動報酬を別表2として整理するため、追加するものです。

第11条費用弁償については、先ほど述べましたように出動手当を出動報酬に改めることから、第1項を削除し、第2項を繰り上げるものです。

別表1を御覧いただきたいと思えます。年額報酬については、国から示された基準額等を参考とし、班長の年額報酬2万9,000円を4万円に、団員の年額報酬2万4,000円を3万6,000円にそれぞれ改正するものです。

別表2、出動報酬については、これまで一律1,700円の出動手当であったものを災害出動で出動時間が4時間以内の場合は1回につき3,000円に、4時間を超える場合は1回につき6,000円に、警戒出動、訓練出動、その他の場合は1回につき2,500円にそれぞれ改正するも

のです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

刈田敏君。

1番 おはようございます。若干確認しておきたいと思えますけれども、国の基準ということで、これは一律、人口とか規模とかそういうこと関係なく、こういう形になったのかということ。

それから、出動に対してはどのようなことで申請というか、お金が団員に回っていくのか、その流れ、それをお願いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

国のほうで示されている基準については、まず人口等は関係せず、それぞれ役職ごとに基準額が示されております。

次に、出動分の支払いについてですけれども、それぞれ出動した場合に、その時点で出動人員を確認していただき、それを担当のほうに報告して取りまとめを行い、その後支払いに関しては出動をある程度、四半期ごととかに分けて支払いをしている状況にあります。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 非常に報告したものの確認等もあると思うのですが、それが1点と、この出動、1回2,500円とかという金額なのですか、西和賀町にとってこの線で妥当だという考えの中で、今非常に消防団員の成り手も少ないということと、仕事をストップしていく中でこの2,500円等というのは妥当なのか、その辺お伺いいたします。

議長 総務課長。

総務課長 お答えいたします。

初めに、出勤に関する確認の部分ですけれども、これについてはまず消防団長の下で出勤という形になっておりますので、それぞれ分団等で確認をし、それを報告いただいているということの内容になります。

次に、出勤報酬の部分についてですけれども、これについては今まで1,700円ということで、非常に低い金額であったという部分を考慮して、あと県内の北上市とか花巻市とか、そちらのほうの手当額等についても比較、検討して、今回2,500円という形で改めようとするものであります。

以上です。

議長 ほかにありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第18号 西和賀町消防団条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(なしの声)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第3、議案第19号 西和賀町就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第19号 西和賀町就学指導委員会条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

これまで障害のある児童及び生徒の適正な就学指導を行う趣旨から、本条例の委員会の名称

を西和賀町就学指導委員会としておりましたが、現状として就学先の判別等の就学指導のみならず、教育上必要な全般的な支援等についても調査、審議及び助言等を行っていることを踏まえ、条例の名称を西和賀町教育支援委員会条例に改めるものであります。

第1条は委員会の設置、第2条は委員会の所掌事項について定めるものですが、委員会の名称を就学指導委員会から教育支援委員会に改めるとともに、現状の支援内容に合わせて条文を整理するものであります。

第3条の組織につきましては、外部委員は委嘱となりますが、委員会委員には町職員もおりますので、任命も必要であることから、委嘱または任命に改めるものであります。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第19号 西和賀町就学指導委員会条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第4、議案第20号 西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第20号西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町川尻体育館については、昭和49年9月に整備された施設で、老朽化が激しく、特に雨漏りが顕著となり、令和2年4月より休館しております。施設の再開には屋根や外壁等の大規模改修が必要であり、耐震診断や耐震補強工事も必要となるため、高額な改修費用が見込まれます。川尻体育館の利用者については、他の体育施設を利用し、活動していることから、令和4年4月1日で西和賀町川尻体育館の供用を廃止するため、所要の改正をしようとするものです。

改正内容は、第2条別表第1、別表第2及び別表第3に規定されている西和賀町川尻体育館に関する規定を削除するものです。

次に、附則についてであります。この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 おはようございます。ちょっと確認のために質問させていただきますが、今町長から川尻体育館、令和2年度から休館で、雨漏り等で改修にも多額の費用がかかる、そういう見込みだということのようではありますが、今回体育施設から抜くということのようではありますが、今後大規模改修をして利用するのか、体育施設ではない部分での使用があるのか、また体育施設から廃止して解体の方向なのか、その辺の考え方についてお伺いしたいと思います。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 おはようございます。川尻体育館

の今後の使用の部分についてですけれども、今後庁舎内でも検討して、活用の方向があれば改修なども必要と考えておりますけれども、その後特に活用の見込みがなければ解体していくという方向で考えております。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 川尻体育館については、第1次総合計画から大規模改修の事業が盛り込まれていながら、今まで雨漏りもありながら手つかずで、こういう状況に至ったということだと思っております。今の課長の答弁を聞くと今後検討しながらということですが、かなり前から、私が議員になったあたりからどうするのだという話を私も質問したことがあります。その結論がいまだに出されていないということは、今までそういう検討をしてこなかったということの認識でよろしいですか。

議長 生涯学習課長。

生涯学習課長 最初の総合計画では大規模改修ということで計画されておりましたけれども、その後の総合計画のほうでは解体の方向で整理、統合していくという部分の計画になっているものです。

今回この廃止を決定する際に、内部でも一応お話はさせていただきましたけれども、別な利用もあるのですけれども、基本的には用途変更が必要になってくるような部分があると思われ、体育施設での再活用はないのですけれども、それ以外となりますと用途変更も必要になってきますし、そもそもあれを生かすといった部分ですけれども、やっぱり屋根の雨漏りがひどいという部分もありますので、なかなか今後再活用の見込みはないかなという部分での内部でのそういった廃止協議についてはしているところです。でも、基本的には解体の方向と考えているところです。

議長 淀川豊君。

10番 解体の方向だということで今ご答弁をい

ただきました、長らく施設も、旧小学校も近くにありますが、その方向性も明確に打ち出されず、ずっと手つかずで、そのままになって老朽化していくということは、地域にとってもあまりよくないことだというふうに私は思いますので、解体であれば解体するということの決定を早期にさせていただいて、事業着手もすぐしていただければ本当はありがたいなと思います。地域的には解体されるというのは非常に残念な結果だなというふうに思いますが、現状の状況を考えれば新しい施設をということもなかなか要望もできないかなというふうに思いますので、期間が長引けば長引くほどあまりよくないなというふうに思いますので、それは町長にも早期に決断いただいて事業化していただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

議長 内記町長。

町長 ご質問にお答えさせていただきます。

私も今のお話のとおりのことを考えております。これまでの背景、歴史をしっかりと認識して、いろんな公共施設の在り方は考えていかなければなりませんけれども、現実的に人口減少あるいは合併によりまして類似のような、同じような施設を複数抱えていると、そしてまた一方で使われなくて時間を経過したものがあつたということで、この件につきましては施政方針でも述べさせていただきましたけれども、使われなくなったものは整理していくという方針です。ただ、使われたい、使わないという判断は慎重にさせていただいて、なおかつ取り交わしの見通しについても計画立ててやっていくということで、今年度検討させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第20号 西和賀町体育施設条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第5、議案第21号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第21号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

水道法の一部改正により、指定給水装置工事事業者の指定について更新制度が導入され、5年ごとに更新しなければ指定の効力が失効する規定が定められたことに伴い、所要の改正をしようとするものです。

改正の内容は、第29条の第2号及び第3号を繰り下げ、新たに第2号として指定給水装置工事事業者の指定を更新する際の更新手数料は1件につき1万円と定めるものです。

次に、附則についてであります、この条例は令和4年4月1日から施行するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第21号 西和賀町水道事業給水条例の一部を改正する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第22号 西和賀町長瀬野会館条例等を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第22号 西和賀町長瀬野会館条例等を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

令和4年4月1日から本条例で廃止しようとする各種施設を地域自治組織が管理する地区集会所とすることから、昨年3月議会において議決いただいております西和賀町立公民館条例の廃止に合わせてこれらの条例を廃止しようとするものです。

廃止する施設の名称は、廃止しようとする条例順に長瀬野会館、湯田生活改善センター、野々宿集落センター、高下集落センター、新田郷地区活性化施設、東大野地区活性化施設、鍵飯地区担い手センター、弁天地区担い手センター、前郷地区コミュニティセンター、下前地区集会所、多目的集会施設泉沢会館及び左草林業センターとなります。

これらの施設の利用のほとんどが地区集会所としての利用となっている状況を踏まえ、公民館にも指定されている各種施設の位置づけを地域が主体となって管理する地区集会所に見直すこととし、今後の地域の自治活動の活性維持を図ろうとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださるようお願いします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第22号 西和賀町長瀬野会館条例等を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第7、議案第23号 西和賀町森林体験交流センター条例を廃止する条例を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第23号 西和賀町森林体験交流センター条例を廃止する条例について提案理由を申し上げます。

西和賀町森林体験交流センターゆう林館については、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき、民間事業者への売却など施設の存続に向け協議、検討を進めてまいりましたが、事業継続をしていただける団体がなかったことから、令和4年4月1日で供用を廃止し、施設の設置に関わる条例を廃止しようとするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださるようお願いします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 これでは質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第23号 西和賀町森林体験交流センター条例を廃止する条例を採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第24号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第8号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程となりました議案第24号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第8号)について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の執行が最終段階となり不足が見込まれるものや、事業完了見込みに伴う額の調整、国の補正予算に伴う事業の追加、地方交付税の確定など、決算に向けて調整を必要とするものについて所要の予算措置を行うものであります。

補正予算の内容は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6,893万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ87億5,738万1,000円とし、翌年度に繰り越して使用することができる繰越明許費は9事業で3億7,729万円、債務負担行為は3事業の追加により限度額を749万4,000円とするものであります。また、地方債の補正は16事業の限度額をそれぞれ変更するものであります。

主な補正予算の内容は、庁舎等整備基金積立金5,000万円、減債基金積立金1億2万3,000円、教育施設整備基金積立5,000万1,000円、豪雪

地帯安全確保事業2,240万2,000円、道路除雪総務費1,783万9,000円、道路除雪車両管理費1,539万7,000円をそれぞれ増額し、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業3,000万円、多目的機能支払事業2,263万1,000円、公民館改修事業4,534万2,000円をそれぞれ減額したほか、各種事業の完了見込みにより所要の調整を行ったものであります。

一方、歳入では普通交付税3億7,824万8,000円、国庫支出金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,159万2,000円、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金1,348万9,000円をそれぞれ増額し、基金繰入金においては普通交付税の確定に伴い、財政調整基金からの繰入金を1億786万5,000円減額しております。このほか各種事業の完了見込みによる調整を行ったものであります。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 企画課長。

企画課長 それでは、補正予算の詳細について説明いたします。

初めに、歳出から説明いたします。19ページをお開きください。まず、歳出全般にわたる職員人件費ですが、年度末までの給与、共済費の見込額を精査し、予算の調整を行ったものです。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大による事業等の中止などによる減額や、負担金等の確定により減額調整したものです。

それでは、主な補正について説明いたします。2款1項1目一般管理費、3節職員手当等、退職手当組合特別負担金938万2,000円の増額は、本年度退職する職員の退職手当に係る特別負担金を計上するものです。

20ページをお開きください。5目財産管理費、湯田庁舎等管理費、17節備品購入費155万5,000円の増額は、会議用机及び椅子を購入するものです。庁舎等改修事業234万6,000円の減

額は、開発総合センター解体工事設計業務委託料の額確定によるものです。ネットワーク関係移設事業では、総務課分を1,046万3,000円の減額、町民課分を187万円の減額、健康福祉課分を14万2,000円減額するもので、いずれも業務委託料の確定によるものです。基金造成事業については、庁舎等整備基金積立金5,000万円、22ページをお開きください、減債基金積立金1億2万3,000円、がんばる西和賀応援基金積立金159万4,000円、教育施設整備基金積立金5,000万1,000円、西和賀高等学校魅力化支援基金積立金1,000万円を普通交付税の確定及び各事務事業等の事業費が確定したことにより生じた財源を基金へ積み立てるものです。

23ページを御覧ください。6目企画費、ふるさと納税推奨事業133万8,000円の増額は、寄附金の増額に合わせた返礼品費用等に係る経費になります。24ページをお開きください。地域公共交通活性化推進事業、12節委託料、地域公共交通体系調査検討業務委託料165万7,000円の減額は、庁内検討により作業を進めることとしたため、委託料を減額するものです。西和賀町拡大コミュニティ及びふるさと交流事業の減額は、特命主幹及び集落支援員の1節報酬、4節共済費、8節旅費の合計257万円を減額するものです。告知放送設備更新事業266万9,000円の減額は、IP告知放送システム機器賃借料の初年度賃借料が確定したことに伴うものです。まちなか交流館管理運営事業、12節委託料122万6,000円の増額は、まちなか交流館周辺の除雪業務委託料を増額するものです。若者単身者用住宅建設事業170万9,000円の減額は、若者単身者用住宅進入路整備工事の事業費確定に伴う減額になります。

8目自治振興費、豪雪地帯安全確保事業2,240万2,000円の増額は、地域安全克雪方針策定業務委託料として12節委託料457万6,000円の増額、自治会の連携等による新たな除排雪体制を視野に除排雪を行う際の除雪機及び安全装備

の整備費として17節備品購入費1,782万6,000円を増額するものです。

3項1目戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務費、12節委託料190万8,000円の増額は、マイナンバーカード所有者が転出届や転入届をマイナポータル上で予約することにより、手続の時間短縮とワンストップ化を図るためのシステム改修費になります。

26ページをお開きください。4項1目選挙管理委員会費27万7,000円の減額、3目衆議院議員総選挙費214万8,000円の減額及び27ページ、4目町長選挙費227万1,000円の減額は、それぞれ事業費確定に伴うものです。

28ページをお開きください。3款1項1目社会福祉福祉総務費、灯油高騰対策特別支援事業250万円の減額及び住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業3,000万円の減額は、それぞれ事業費の精査に伴う減額になります。

29ページ、2目高齢者福祉費、老人医療費給付事業167万円の増額は、給付費に不足が見込まれることから補正するものです。

30ページをお開きください。3款2項1目児童福祉総務費、保育委託事業713万1,000円の減額は、保育所措置委託料等の額確定によるものです。低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業100万円の減額及び子育て世帯臨時特別給付金給付事業100万円の減額は、それぞれ事業費の精査に伴う減額になります。

32ページをお開きください。4款1項1目保健衛生総務費、医療従事者養成事業120万円の減額は、新規の修学生がなかったため減額するものです。

36ページをお開きください。6款1項3目農業振興費、農地集積協力金交付事業304万2,000円の減額及び強い農業・担い手づくり総合支援交付金事業895万1,000円の減額は、それぞれ事業費の確定によるものです。

5目農地費、農地・農業用施設維持管理費、10節需用費、修繕料176万2,000円の増額は、越

中畑地区農業用取水工の修繕を行うものです。各県営事業については、事業費の精算予定額に合わせた増減であります。37ページ、多面的機能支払事業2,263万1,000円の減額は、事業費の確定に伴うものです。

38ページをお開きください。2項2目林業振興費、地域おこし協力隊招聘事業401万9,000円の減額は、募集したものの応募がなかったことから減額するものです。

39ページ、3目造林事業費、町有林管理費1,011万1,000円の減額は、事業費確定に伴う減額になります。

7款1項1目商工総務費、商工総務事務費、18節負担金補助及び交付金、40ページをお開きください、外国人材受入企業等支援事業費補助金100万円の減額は、事業費確定に伴う減額になります。

42ページをお開きください。8款2項2目道路維持費、道路施設点検事業980万円の減額は、橋梁等定期点検業務委託の事業完了に伴うものです。

3目道路除雪費、道路除雪総務費1,783万9,000円及び43ページ、道路除雪車両管理費1,539万7,000円の増額は、今年度の降雪状況を踏まえ、不足すると見込まれる額を計上するものです。除雪機械整備事業761万8,000円の減額は、事業費の確定に伴う減額になります。

4目道路新設改良費、町道下の沢線道路改良事業430万7,000円の減額は、事業完了に伴うものです。

5目橋りょう費、橋梁改修事業999万1,000円の増額は、12節委託料及び14節工事請負費の事業費の精査により調整を行うものです。

44ページをお開きください。5項1目住宅管理費、住宅維持管理費145万円の増額は、退去等に伴う町営住宅の修繕料を見込むものです。公営住宅改善事業237万5,000円の減額は、事業完了に伴うものです。

9款1項1目非常備消防費、非常備消防総務

費392万円の減額は、各種事業の中止に伴い、減額するものです。

45ページ、2目常備消防費1,145万円の減額は、北上地区消防組合分賦金の額確定によるものです。

46ページをお開きください。10款1項2目事務局費、地域おこし協力隊招聘事業382万3,000円の減額は、募集したものの応募がなかったことから減額するものです。

49ページをお開きください。3項1目学校管理費、中学校施設維持管理費、17節備品購入費387万2,000円の増額は、湯田中学校の除雪機を更新するものです。

2目教育振興費、中学校部活動指導員配置事業196万8,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響でクラブ活動が制限されたことにより、今年度の配置を見送ったため減額するものです。

50ページをお開きください。4項2目公民館費、公民館改修事業4,534万2,000円の減額は、分館等の修繕を優先して行うこととしたため、12節委託料及び14節工事請負費をそれぞれ減額するものです。

52ページをお開きください。5項1目保健体育総務費、東京2020オリンピック・パラリンピック関連事業265万5,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、予定していた事業が中止となったことから減額するものです。

54ページをお開きください。3目学校給食費、学校給食調理場整備事業、10節需用費218万6,000円の増額は、3月下旬に予定している調理トレーニングに必要な食材及び電気料に不足が見込まれることから、それぞれ増額するものです。55ページ、17節備品購入費、給食運搬車462万8,000円の減額は、事業費確定によるものです。

次に、歳入ですが、13ページをお開きください。1款1項町民税は、個人の所得の伸び等により328万5,000円を増額するものです。

2項固定資産税は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた中小企業の軽減措置等により800万円を減額するものです。

11款1項地方特例交付金は、国からの交付額が確定したことから323万4,000円を減額するものです。

12款1項地方交付税3億7,824万8,000円の増額は、普通交付税の額確定により計上するものです。

15款1項5目商工費使用料、沢内バーデン施設使用料1,700万円の減額は、日帰り入浴のみの営業としたことから減額するものです。

14ページをお開きください。16款2項1目総務費国庫補助金のうち1,159万2,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を見込むものです。若者単身者用住宅建設事業費は事業完了見込みにより684万2,000円を減額し、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金は豪雪地帯安全確保事業の財源として1,348万9,000円を見込むものです。

2目民生費国庫補助金3,152万3,000円の減額の主なものは、1節社会福祉費補助金、低所得の子育て世帯生活支援特別給付金給付事業費交付金100万円の減額、住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金給付事業費3,000万円の減額及び児童福祉費補助金、子育て世帯臨時特別給付金給付事業100万円の減額であり、それぞれ給付額等の見込みに合わせ調整するものです。

4目土木費国庫補助金44万1,000円の減額は、各事業の完了等精査による調整になります。

15ページを御覧ください。17款2項県補助金、1目総務費県補助金から7目教育費県補助金までの合計4,591万2,000円の減額は、それぞれの事業費の精算予定額に合わせ調整するものです。

16ページをお開きください。19款1項1目一般寄附金318万3,000円の増額は、がんばる西和賀応援寄附金を見込むものです。

20款1項1目基金繰入金1億3,233万5,000円の減額ですが、普通交付税が確定したことに伴

い、財政調整基金からの繰入金1億786万5,000円を減額するほか、それぞれの事業費等の確定に伴い、減額するものです。

17ページを御覧ください。22款3項4目農林水産業費貸付金元利収入ですが、西和賀町森林組合経営改善資金貸付金の返済について、森林組合から重機の増備等、資本投資が必要な状況であることを理由とした申出があり、200万円を減額するものです。

23款町債ですが、各事業の実績等に合わせ調整するものです。

6ページをお開きください。第2表の繰越明許費になります。翌年度への繰越事業は、9事業、3億7,729万円になります。繰越使用を必要とする理由は、59ページに記載の令和3年度繰越明許費繰越見積調書のとおりでございますので、後でご確認いただきたいと思います。

7ページを御覧ください。第3表、債務負担行為補正は、令和3年度農業近代化資金融資に伴う利子補給事業、令和3年度中小企業振興資金融資に伴う利子補給事業及び屋内温水プールの指定管理料の3事業が追加になり、それぞれ期間、限度額を定めております。

8ページをお開きください。第4表、地方債補正になります。変更が16件です。変更については、各事業の精査により限度額を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 それでは、これから11時5分まで休憩いたします。

午前10時55分 休 憩

午前11時05分 再 開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 私からは3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず初めに、歳入でちょっと質問させていた
だきたいと思いますが、国庫支出金、国庫補助
金であります。今回豪雪地帯安全確保緊急対
策交付金ということで、1,348万9,000円とい
うことで計上されておりますが、この安全確保緊
急対策交付金という補助金について、その目的
であるとか、どういったことに使用できる交付
金であるのか。これ緊急対策ということですが、
例えば今年度だけの交付金であったのか、これ
までもあった交付金であったのか、その辺の詳
細についてお伺いしたいというふうに思います。

もう一点は、25ページ、これも交付金に関わ
ることかというふうに思いますが、豪雪地帯安
全確保事業ということで、地域安全克雪方針策
定業務委託料ということで457万6,000円計上さ
れておりますが、この克雪方針というのはどう
いった内容というか、どういったことを想定し
ているのかということと、その中で備品購入が
除雪機械あるいは排雪安全装備等ということで
ありますが、その詳細、除雪機何台であるとか、
例えば安全装備等は何を導入するのかといった、
その詳細についてお知らせをいただきます。

もう一点は、28ページの中段になりますが、
灯油高騰対策特別支援事業ということで、事業
精査を終えて特別支援給付金はマイナス250万、
またその下の住民税非課税世帯等に対する臨時
特別給付金給付事業はマイナス3,000万という
ことで計上されておりますが、これはどういっ
たというか、そもそも予算計上の金額が多かつ
たと、過大に予算計上されていたということな
のか、金額が少し大きいので、どういった現状
でこういった減額補正になるのか、その点につ
いてお伺いしたいと思います。

議長　　ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長　それでは、私のほうからは豪
雪地帯安全確保緊急対策事業交付金の関係につ
いてお答えしたいと思います。

こちらの交付金につきましては、今年11月に
閣議決定されまして、国の補正予算で1億

5,000万ほど予算措置されたというものでござ
います。

事業の目的なのですけれども、まず積雪が甚
だしく、人口減少、少子高齢化が進展、その結
果、除雪作業中の人命に関わる事故等が高齢者
を中心に急増している豪雪地帯の事故防止、試
行的取組の実施、地域ぐるみで行う自立を見据
えた戦略的な地域安全克雪方針を策定して、安
全確保、豪雪地帯の振興を図るといようなこ
とになっております。

それで、内容的には、その事業計画自体はま
ず県全体のを策定して、その中で事業実施
主体が市町村ということになります。それで、
内容が地域安全克雪方針策定という部分と、あ
と安全克雪事業ということで、こちらのほうが
備品購入などの分になるということです。

まず、補助率ですけれども、安全克雪方针对
策、方針の策定については10分の10というこ
とで全額補助されますし、備品購入関係のほうに
ついては補助率は2分の1というふうになって
おります。

それで、地域安全克雪方針案の策定というこ
との中身がどういうものかということなです
けれども、まず除排雪における現状と将来見込
みの調査という部分ですとか、あと現状と将来
見込みの5年後、10年後の課題の分析、あとは
そういう目標を定めるということ、あと地域の
将来像ということで、事故防止に向けた地域の
あるべき姿、具現化に向けた取組の方針という
ものを定めたいということ、そこから地域のル
ールや取組事項などについて、地域連携の除雪
体制も視野に入れながら、まず話し合いを進めて
いくということになると思っております。

あと、結果的に備品購入等も一緒に見据えて
いるわけですけれども、地域除雪等の人的体制
づくりですとか、あとは必要な物品等の整備と
運用の在り方を検討するためのものというふう
に捉えての申請でございます。

まず、今回予算措置をお願いしている内容に

つきましては、地域安全克雪方針策定業務ということで、こちらがコンサルの委託的な部分になると思いますけれども、457万6,000円ということになりますし、あと地域除排雪安全装備等整備ということで備品購入になります。こちらが総額で1,782万5,000円というようなことになっております。

中身につきましては、詳細ということですが、まず例えば命綱の各3セットですとか、雪屋根昇降2連はしごを6組織分ですとか、屋根の雪下ろしスライダー6組織分、除雪機を6台、あとアルミスコップ、スノーダンプ関係のそういう備品等を6組織ということで、こちらは集落支援センター配置という6施設を想定した購入というふうに考えています。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 私のほうからは、資料28ページの灯油高騰対策特別支援給付金、そして住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金のそれぞれの減額についてお答えをしたいと思います。

この事業につきましては、それぞれ対象者が似通ってはおりますけれども、まず65歳以上の高齢者世帯、それから障害者世帯、独り親世帯というような、そのような状況の中の非課税世帯の方々というふうな具体的なところがあります。実際予算を計上する際には障害者の人数や、それから独り親世帯の人数、それから65歳以上の人数というところまでの把握ができておりますけれども、そのうち非課税世帯というのがどうしてもそれからの見積り、精査をしていかなければならないというところで、灯油につきましては平成20年度に実施をしております。その世帯数なども参考にしながら、支給を皆さんにできるようにということで、少し過大に予算を計上しているところになります。

実際事業を進めていく中で、障害者の方々だとか65歳以上の高齢者の方がどうしても重なっている部分などもありまして、実際のところそ

れぞれ対象人数が把握できておりましたので、今回予算をそれぞれ減額しているところになります。今こちらから通知をしまして、実際申請が上がってきている状況の中で対象外になる方もおりましたので、また最終的な決算の際には予算が少し残るような形で今考えているところになります。

議長 淀川豊君。

10番 初めに、ふるさと振興課の豪雪地帯安全確保事業についてですが、この交付金は国の11月の補正で閣議決定された交付金だということで説明いただきましたが、今回いち早くそういった交付金に対応されて、本格的には今年の春というよりは、令和4年度の冬季から本格的にということの事業でよろしいか、その辺の確認と、灯油高騰対策と非課税対策の臨時給付金ですが、これは減額の金額が大きいだけでも、非課税世帯で給付されない家庭が多くなったというようなことではないということでもよろしいか、その点について。

議長 ふるさと振興課長。

ふるさと振興課長 お答えいたします。

まず、ご質問についてですけれども、令和3年度につきましては、まずこの事業自体は繰越しということになりますけれども、令和3年度につきましても行政区への意向調査の実施ですとか、あと担当課での現状確認とか方針案の検討ということは行ってまいりたいと思いますし、令和4年度につきましては、まず集落支援センター単位での話合いを持っていくということ、その中で方針案を策定しながら体制づくりですとか、そういうものを行っていきたい、あと備品購入等についても並行して進めていきたいというものです。

以上です。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 お答えします。

灯油高騰対策特別支援事業につきましては、申請期限も終了しておりまして、申請されな

った方については、こちらから一度勸奨のほうで連絡をしまして、ちょっと申請期限を延ばして、まず最終的に希望する方々には全て申請をしていただいて、これから3月中旬に向けて最終的な支給をする予定にしておりますので、支給対象の方々には灯油のほうは確実に終わらせていると認識をしております。

住民税非課税世帯のほうにつきましては、申請期限は3月31日まで設けておまして、今現在申請が約9割ほど来ているような状況になります。一応対象者世帯分は予算を確保している状況になりますので、こちらにつきましても対象者にはなるべく全員に支給できるような形で、最後、申請がない方にはなるべく確認をして進めていきたいと考えております。

以上です。

議長 刈田敏君。

1番 総務費かな、電気柵50万ほど減額になっていますけれども、これというのはどれぐらいのものなのかということと……

議長 ページ数、話してください。

1番 38ページです。今年度の状況と、この減額、これはどれぐらいのものなのかということ。

それから、39ページの町有林管理費のこれも減額、理由は言ったか、これの分と、あと委託先についてお伺いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 ただいまの質問のほうにお答えいたします。

電気柵の実際にどれぐらいの実績かという部分、ちょっと資料を持ち合わせておりませんでしたので、調べてお答えしたいと思います。

それから、町有林の部分なのですけれども、委託先につきましては森林組合ということで委託をしております。

減額の理由なのですけれども、当初下左草の地区で間伐を計画していたと、搬出間伐ということで計画をしていたのですけれども、道路まで材木を運ぶ、その距離が非常に長いというこ

とと、併せて現場確認して、その材木の本数が非常に少なく、このまま事業を実施すると非常に赤字幅が増えるということで取りやめをしたというのが理由でございます。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 柵については、今非常に問題になっているので、これはやっぱり有効に使ってもらいたいということでちょっと質問したところでありまして、町有林の分なのですけれども、事前にかようなのを調査しないで予算化しているのか、その辺お伺いいたします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えいたします。

ちょっと調査の部分が甘かったという部分がありまして、システム上で調べて計画をしたということで、実際に現場を確認したらば、先ほど申し上げたような状況だったということで、この部分はちょっと甘かった部分がありますので、次年度以降ということでございますけれども、きちんと現場確認をして計画するようにしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1番 かなりのお金の流れなのですけれども、システム、それは大丈夫なのかということと、やっぱり委託されたほうに関しては非常に困惑すると思います。その辺きちんと、大丈夫ですか、今後このシステムのやり方で。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

システム上、やっぱりシステムも必ずしも全て現実のものをタイムリーに捉えたものではなく、若干古い部分もあるというのが現状ですので、システムだけに頼らず、当然森組さんときちんと現場を確認すると、そういったこともしっかりやりながら、計画が現実と遊離しないような形でやっていきたいと思っております。

以上でございます。

議長 刈田敏君。

1 番 現場は見なかったというのか、そこら辺ちょっと分からないのですけれども、やはり林業に関しては、今後の町にとっては大変必要なことだと思います。これは改善してもらわなくてはならないと思いますけれども、これについて町長、お願いします。

議長 内記町長。

町長 お答えいたします。

この件に関しましては、今言われるように反省すべき点はそのとおりだと思いますので、注意したいというふうに思います。

ただ、私の経験から1つ付け加えさせていただけますと、山の場合は往々にして森林簿等においても単純に成長率を掛けて、そのまま成長量、全体の量というような推計が往々にしてなされてきたような経過があって、やっぱりそういう、言ってみれば帳簿と現場の在庫をしっかりと棚卸しというのか、照らし合わせて正確にしていくということが実は林業面では遅れているというのが実情で、まさにこの辺が課題であります。

そのために今ウッドショックというようなことで、木材が高騰している中で、それに対応してすぐ高い値段で出せるかと言われると、こればかりではありませんけれども、このような問題も含んでいるがために対応ができていないというのが全国的に問題になっておまして、西和賀町においても、まさに町有林2,000町歩抱えておりますけれども、そういうのが課題であるという問題意識を持っておりましたので、その辺に力を入れてやっていきたいと思っておりますので、今後は今ご指摘のようなことも含めまして留意してやりたいというふうに考えております。

議長 早川久衛君。

9 番 私から二、三点、ページ数は38ページの林業振興課の協力隊の応募者がなくて返上しているということと、それから46ページには学務

課で、やっぱりこれも協力隊がいなくて、その予算を返上しているということで、この2課はいずれも事業そのものには全く影響がないのか。かなり事業をやろうとしてこの計画を立てているわけですから、その結果をお願いします。

それから最後に、55ページ、給食運搬車462万8,000円というとんでもないマイナスになっていますけれども、何千万の車を買って、こんな四百何万なんて値引きを起こすのか、この訳をひとつお願いします。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

林業振興課の地域おこし協力隊でございますけれども、現場での作業員の育成ということを目的としています。具体的には、森林組合のほうに派遣をした上で現場作業に従事をしてもらって、必要な技術ですとか知識を身につけていただくというふうな中身で募集をしたわけなのですけれども、残念ながら応募がなかったというふうな状況です。

直接地域おこし協力隊が招聘できなかったということで、事業が止まるといったことはないわけなのですけれども、やはり将来的に林業従事者の育成、確保ということは大事ですので、そういった部分で長期でしっかりと進めていかなければいけない事業だというふうに考えております。

以上でございます。

議長 学務課長。

学務課長 それでは、私のほうから西和賀高校の部分の地域おこし協力隊の募集についてお答えしたいと思います。

地域おこし協力隊ですけれども、西和賀高校の魅力発信に関わる取材、PR活動ということで、ポスターとか学校案内パンフレット、広報紙等の作成、あとSNSを利用した情報発信業務等を行う地域おこし協力隊ということで募集いたしました。残念ながら応募がなく、今年度予算について減額を行うということになったわ

けですけれども、担当課としても適任者等がないか、課としても情報収集等を行ったところでしたけれども、残念ながら結果的には確保に至らなかったということになります。

まず、今年度の反省等を踏まえまして、来年度に向けて人材確保等の対応を課内で検討してまいりたいと思いますし、今年度分、この業務に関してですけれども、職員で、まず負担が増えてしまった現状ではありましたけれども、フォローしながら情報発信の部分に対応していったということが現状でありました。来年度に向けて、あと課としても人材確保の対応を検討してまいりたいと思っているところです。

続きまして、給食運搬車の減額についてです。給食運搬車2台の購入ということで、予算で1705万8,000円の予算額に対しまして、入札を行い、結果として1,243万円の入札額ということで、入札残が462万発生したということになります。

購入に当たっては、参考見積り等をいただきながら検討したわけですけれども、まず特殊車両という面もあったのか、まず結果としては差額が開いていたという現状でありました。

以上です。

議長 早川久衛君。

9番 そうすれば、林業振興課、また学務課は令和4年度の地域おこし協力隊の応募はどちらもやる予定ですか。申込み、まだ3月だからやっていることなのですか。

議長 林業振興課長。

林業振興課長 お答えします。

引き続き令和4年度も募集するというところで進めているということでございます。

議長 学務課長。

学務課長 学務課のほうにつきましても、引き続き令和4年度募集するという形で進めさせていただいております。

議長 林業振興課長、先ほどの電牧の関係は今出ますか。やりますか。

では、林業振興課長。

林業振興課長 すみません、先ほど刈田敏議員からいただきました電牧柵に関する実績ということでございますけれども、令和3年度の申請件数は9件、支出済みの総額が48万9,300円ということですので、大体平均すると1台五、六万くらいの内容になるということでございます。

以上でございます。

議長 刈田さん、いいですか。

1番 はい。

議長 柳沢安雄君。

3番 私のほうから2点だけお伺いさせていただきましても、39ページでございますけれども、焼地台ツツジ園管理業務委託ということで、この詳細をちょっとご説明いただければと思いますけれども、それ1点と、あともう一つのほうは外国人材受入企業等支援事業ということで、今の現状は大体どのぐらいの補助金を支援しているか、何件ぐらいあるかを……

議長 安雄さん、ページ数をお願いします。

3番 これは40ページです。

議長 観光商工課長。

観光商工課長 それでは、ただいまの質問に私のほうからお答えさせていただきます。

2点ございましたが、まず1点目は39ページの林業者施設費の焼地台公園に係る部分ということのお話だったと思います。まず、焼地台公園の減額につきましては3点ございまして、ツツジ園の管理業務委託料としての減額でございますが、これは例年森林組合にお願いをしながら、ツツジが植えられている斜面の草刈りをしているところでございます。今年度については、ちょっと業務過多のような状況もあったようでございますし、次年度からは、これは観光商工課に来てからは登山管理の作業員の方々もいらっしゃると思いますので、次年度以降は町のほうで直営でやらせていただければなというふうに考えていたところございまして、そういった考え方をもって今年度は減額をさせていただいたと

いうところでございます。

それから、スポーツスライド、これはジャンボスライダーのことでございますけれども、点検業務委託料の減額については、今年度春から修理が何回か続いておりました、その都度来ていただきながら点検も併せてやっていただいたということと、このコロナ禍において、これは山形からいらっしゃる方々なのですから、いらっしゃる機会というのが、緊急事態宣言等々ありましたので、その限られた中でなかなか来づらいといったこともございまして、安全上は支障はないという判断の中で減額をさせていただいたところでございます。

それから、駐車場の執行残につきましては、これはあくまで工事の執行残でございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、40ページでしたね、40ページ上段になります。外国人材受入企業等支援事業費補助金と、これにつきましては当初予算で300万円を計上させていただいた事業でございます。事業計上時は、各外国人材を受け入れている企業さんのアンケートに基づき予算措置をしたところですが、現実的に申請があったといったところは、件数的には8事業者、16人について受入れをしているという申請がございました。1人につき10万円という交付でございますので、160万円の執行と。今回減額100万円でございますが、この3月中にもあり得るという可能性も残して40万円を残した形での100万円の減額というふうに考えております。

なお、本事業につきましても次年度予算に当初計上させていただきたいというふうに思っています。余談ではありますが、アンケート調査によって報告があった方々につきましては、全て申請済みでございます。

以上でございます。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第24号 令和3年度西和賀町一般会計補正予算(第8号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第9、議案第25号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第25号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ331万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億6,652万2,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

7ページをお開きください。3款1項1目一般被保険者医療給付費分、2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分、3項1目介護納付金分は、歳入の保険税及び保険基盤安定繰入金

補正に伴い、それぞれ財源調整を行うものです。

5款2項1目保健衛生普及費9万6,000円の減額は、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、健康づくり推進大会を中止したことに伴い、関係経費を減額するものです。

6款1項1目財政調整基金積立金395万1,000円の増額は、歳入の保険税及び基金利子の補正に伴い、増額及び財源調整を行い、財政調整基金に積み立てるものです。

8ページ、8款2項1目繰出金53万6,000円の減額は、保健事業の実績見込みに伴い、病院会計への繰出金を減額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。1款1項1目一般被保険者国民健康保険税760万円の増額、4款1項1目利子及び配当金3,000円の減額は、収入見込額の精査により調整するものです。

3款1項1目保険給付費等交付金53万6,000円、5款1項1目一般会計繰入金364万6,000円、2項1目基金繰入金9万6,000円の減額は、歳出で説明しました納付金、保健衛生普及費及び繰出金の補正に伴い、財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第25号 令和3年度西和賀町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第10、議案第26号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第26号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,473万7,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金20万1,000円の増額は、保険基盤安定事業費負担金の確定と保険料納付金見込額の精査により増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。1款1項2目後期高齢者医療保険料、普通徴収保険料194万1,000円の増額は、保険料の収入見込額の精査により増額するものです。

3款1項1目一般会計繰入金174万円の減額は、保険基盤安定繰入金の確定に伴い、減額するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第26号 令和3年度西和賀町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第11、議案第27号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第27号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ252万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億2,224万円とし、介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ144万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,135万6,000円にしようとするものです。

保険事業勘定及び介護サービス事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

詳細については、担当課長から説明いたしま

すので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 それでは初めに、保険事業勘定における補正予算の内容について歳出から説明いたします。

8ページをお開きください。1款3項2目認定調査等費166万9,000円、3款2項1目包括的支援事業費18万2,000円、2目任意事業費68万1,000円の減額は、認定調査に係る経費及び委託料等を支出の見込額が確定したことに伴う減額になります。

2款1項5目施設介護サービス給付費は、財源調整を行うものです。

5款1項1目介護給付費準備基金積立金5,000円の増額は、基金利子の増額分を積み立てるものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページをお開きください。1款1項1目第1号被保険者保険料661万9,000円の減額、6項1項1目利子及び配当金5,000円の増額は、収入見込額の精査により補正するものです。

3款2項国庫補助金561万3,000円の増額、5款2項県補助金13万1,000円の減額、7款1項一般会計繰入金139万5,000円の減額は、歳出の認定調査等費及び地域支援事業費の実績見込みにより補正をするものです。

続いて、介護サービス事業勘定の歳出について説明いたします。16ページをお開きください。1款1項1目一般管理費は、10節需用費の燃料費に今後不足が見込まれることから消耗品費を減額し、調整するものです。

2款1項1目介護予防支援事業費144万1,000円の減額は、介護支援専門員の報酬等の支出の見込みが確定したことに伴う減額になります。

次に、歳入の説明ですが、15ページを御覧ください。1款1項1目介護予防サービス計画費収入67万4,000円の減額は、収入見込額の精査

により補正するものです。

2款1項1目一般会計繰入金95万3,000円の減額、3款1項1目繰越金18万6,000円の増額は、介護予防支援事業費の財源を調整するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第27号 令和3年度西和賀町介護保険特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第12、議案第28号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第28号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ232万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億

1,004万1,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、継続費の補正については、第2表、継続費補正のとおり、西和賀町下水道事業等地方公営企業会計移行支援業務委託の事業費の総額及び年割額を変更するものです。

第3条、地方債の補正については、第3表、地方債補正のとおり、借入限度額を変更するものです。

詳細については、担当課長から説明しますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。

9ページをお開きください。1款1項1目一般管理費、一般管理事務費については、通信運搬費4万6,000円の増額、上下水道課で使用している施設巡回車の老朽化が著しく、廃車することに伴う車検整備に係る費用2万3,000円の減額及びメーター検針業務負担金等の額の確定に伴う負担金6万4,000円の増額であります。

1款2項1目公共下水道施設管理費の湯田地区分は、浄化センター維持管理業務委託料の確定に伴い、65万6,000円を減額するものです。

1款3項1目特定地域生活排水処理施設整備事業費、浄化槽市町村整備推進事業、14節工事請負費については、事業の確定に伴い、189万2,000円を減額するものです。

10ページをお開きください。2款1項2目利子については、地方債償還利子の額の確定に伴い、13万8,000円を増額するものです。

次に、歳入について説明いたします。8ページをお開きください。1款1項2目浄化槽事業分担金、現年度分については、事業の確定に伴い、6万7,000円を減額するものです。

2款1項1目下水道使用料、過年度分につい

ては、収入見込額の精査により9万円を減額するものです。

6款1項1目一般会計繰入金1,114万1,000円の減額、7款1項1目繰越金1,087万6,000円の増額、9款1項2目浄化槽事業債190万円の減額については、事業費等の確定により調整し、補正予算の財源に充当しようとするものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第28号 令和3年度西和賀町下水道事業特別会計補正予算(第3号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

議長 休憩を解き会議を再開いたします。

続いて、日程第13、議案第29号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第29号

令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,048万4,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。7ページをお開きください。

1款1項1目一般管理費、18節負担金補助及び交付金については、メーター検針業務負担金等の額の確定により1万4,000円を増額するものです。

次に、歳入の説明ですが、6ページを御覧ください。3款1項1目一般会計繰入金132万1,000円の減額及び4款1項1目繰越金133万5,000円を増額し、今回の補正予算の財源に充当するものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおり決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第29号 令和3年度西和賀町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方

は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第14、議案第30号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第30号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条、歳入歳出予算の補正については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ265万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,415万8,000円にしようとするものです。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正のとおりです。

第2条、債務負担行為については、第2表、債務負担行為のとおりです。

それでは、補正予算の内容について歳出から説明いたします。8ページをお開きください。

1款1項1目温泉施設管理費、12節委託料、峠山パークランド管理運営業務委託料100万円の減額は、西和賀町公共温泉施設の今後のあり方基本方針に基づき進めてきた施設ごとの方針決定に伴い、今年度事業の精査により減額するものです。17節備品購入費165万9,000円の減額は、温泉用予備ポンプ購入に係る経費として計上しておりましたが、事業執行残があったことから減額するものです。

次に、歳入について説明いたします。7ページをお開きください。1款1項1目温泉使用料20万円の減額は、実績見込みによるものです。

2款1項1目利子及び配当金については、温泉開発整備基金利子1,000円を増額し、歳出に

て基金積立てをするものであります。

3款1項1目一般会計繰入金450万円の減額、3款2項1目温泉開発整備基金繰入金130万円の減額及び4款1項1目繰越金334万1,000円の増額は、歳出に対応して調整するものです。

次に、債務負担行為について説明いたします。9ページをお開きください。次年度以降の支出予定額は、指定管理料として2年間の上限を定め、債務負担行為を行うものが2件で、丑の湯指定管理料は1,811万6,000円、真昼温泉指定管理料は1,336万4,000円をそれぞれ限度額とするものです。

以上で提案理由と内容について説明を終わりますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第30号 令和3年度西和賀町温泉事業特別会計補正予算(第2号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第15、議案第31号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第5号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第31号

令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第5号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正予算の内容は、収益的収支予算の収入において、患者数の減少による入院収入の減や人間ドック検診の受託件数の減などによって病院事業収益合計で356万7,000円を減額し、支出につきましても外部医師の日当直応援の減による経費の減、研究研修費の減などにより病院事業費用合計で355万3,000円を減額しようとするものです。

また、資本的収支予算につきましては、今年度予定しておりました医療機器等の整備、更新に伴う事業費が確定したため、収支ともに5万2,000円を減額しようとするものです。

詳細については、病院事務長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 病院事務長。

病院事務長 それでは、補正予算の内容につきまして私から説明させていただきます。

予算書1ページをお開きください。第1条では、令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるとし、第2条において業務の予定量の補正を行っております。

第2条の（2）、年間患者数の入院分ではありますが、当初予算では1万220人を予定したところでしたが、12月までの実績を勘案し、この人数を下回る見込みとなったことから1,232人の減とするものです。外来分につきましては、当初見込みから707人の増とするものです。

（4）の成人病検診、町から委託を受けている人間ドックでございますが、こちらも受診者数の減により予定量を見直すものです。

また、（5）、主な建設改良事業につきましては、追加で整備したことによる補正であります。

第3条では、収益的収入で、病院事業収益合計で356万7,000円の減額に対し、病院事業費用

合計の減額は355万3,000円となり、この結果、今年度の単年度収支でのいわゆる赤字額は、当初計画より28万6,000円減の7,060万7,000円となる見込みであります。

第4条は、資本的収支予算において、資本的収支でそれぞれ5万2,000円の減額を行うものです。

2ページ、第5条は企業債の限度額の補正ですが、医療機器等整備事業の事業費の確定に伴うものであります。

第6条は、今回議会の議決事項に係る給与費の補正を行ったことに伴い、改めるものであります。

第7条は、他会計からの補助金の改正となっております。

続いて、収益的収入及び支出予算の実施計画について説明いたします。12ページをお開きください。収益的支出予算の1款1項1目給与費の増額は、今年度末で退職する職員に係る特別負担金が主なものになります。

13ページ、3目経費のうち、6節光熱水費、7節燃料費、12節賃借料、13節通信運搬費それぞれの増額は、これまでの使用料等を再試算し、不足が生じると見込まれることから増額をお願いするものです。14節委託料50万円の減額は、公用車による医師送迎委託の一部を12節賃借料、タクシー借上料で対応することとし、減額をするものです。また、16節出張診療費500万円の減額は、年度途中で診療応援の変更や休止があったことにより減額を行うものです。

14ページになります。7目研究研修費145万円の減額ではありますが、例年行われている全国規模の学会や研修会等がコロナの影響でほとんど中止になっているため、参加費やその旅費を減額するものです。

10ページにお戻りください。収益的収入の1款1項医業収益3,464万3,000円の減額は、説明の冒頭で申し上げたように入院患者数の減と人間ドックの受診者数の減によるものであります。

ただし、外来収益については、医科、歯科とも当初見込みより患者数及び患者1人当たりの診療単価が伸びていることから、収益については増額を見込んでいるものであります。

この入院患者数の減に関しましては、人口減少に伴い、患者数も同様に減少しているという最近の全体基調であります。今年度の入院患者数の推移を見ますと、6月までは順調な伸びを見せており、例年であれば秋口の寒くなる時期から徐々に増えて、真冬の1月頃にピークを迎えるというような傾向にありますが、今年度においては9月から12月までの期間、前年に対して大幅な減少となっております。これにつきましては、病院の事情で増やしたり減らしたりすることはできませんので、このようなところも病院経営の難しい一面だと感じているところであります。

なお、この入院患者数ですが、1月に入ってから急激に増加に転じており、延べ人数としては今年度こもまでで最も多い月となっております。地域包括ケア病床を導入したことで患者1人当たりの診療単価は高くなっておりますので、今の水準を3月末まで維持できますと、患者数と収益はかなり挽回できるのではないかと多少の期待を寄せているところであります。

続いて、2項医業外収益、2目他会計補助金であります。医業収益のマイナスを補うため、一般会計からの補助金3,119万3,000円の増額をお願いするものであります。

11ページ、4目長期前受金戻入及び6目県補助金は、今年度分の額の確定により計上するものです。

6ページをお開きください。資本的支出であります。今年度予定しておりました医療機器等の整備、更新に伴う事業費が確定したため、整備費の執行残5万2,000円の減額をするものです。

最後に、資本的収入についてですが、5ページ、1款1項1目地方債については医療機器等

の整備、更新に伴う事業費の確定に伴い、70万円の減額をするものです。

2項1目他会計出資金については、同事業の事業費の確定に伴い、64万8,000円を増額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

淀川豊君。

10番 ただいま事務長から補正についての説明がありました。特に入院患者の今回大幅な減の補正ということですが、入院患者の減についても人口減少だとか、いろいろな要因があるということで病院側では捉えているようですが、例年秋口には増えていくのが今年は増えなかったということの答弁もありましたが、今年秋口から増える入院患者が増えなかった、その要因については、それも人口減少等の要因だということで捉えているのか、コロナの影響もあるのか、その辺についてはどのように考えていますか。

議長 病院事務長。

病院事務長 お答えいたします。

人口減少はもちろんありますけれども、病院としては、やはりコロナ感染症の影響で入院のほうも若干減っているのではないかと。その要因としましては、なかなかほかの病院から転院等の数もあまり増えておりませんので、うちの病院は感染対策をしておる病院でありますけれども、コロナ感染者等の受入れもなかなか厳しい状況でありますので、感染リスクを少なくするという観点でも入院を取らなかったというような傾向もございます。

以上です。

議長 淀川豊君。

10番 コロナの影響も多少あったのかなというふうに思いますが、今コロナも第6波というこ

とで、東京辺り、あるいは全国においては少しピークダウンの傾向なのかなというふうに思いますが、岩手県はまだそんなに落ち着いたような状況でもなく、また新しくステルスオミクロンなどという、B A. 2という株も出て、第7波あるいはその先もあるのではないかなという予想もされております。今後これで終息するような状況であれば、令和4年度、新年度においても順調な経営に推移するのかなというふうに思いますが、ある程度第7波であるとか第8波、そういったところの影響も考えながら、やっぱり病院経営もしていかなければならないというふうに思いますが、その点については事務長、どのように考えていますか。

議長 病院事務長。

病院事務長 今第6波、なかなか岩手県のほうでも落ち着きを見せない状況であります。当然専門家の中でも第6波が落ち着かないうちに第7波が来るのではないかとかというふうなお話もありますので、病院内、院長、総括院長を含め、いろいろな対策について日々協議をしております。中部保健所さんと一緒にミーティング、毎日開催をしております。ほかの県立病院でありますとか、北上済生会病院さんであるとか、いろいろなところから情報をいただきながら対策を練っているというふうな状況でございますので、引き続き感染対策には努めていきたいと思っております。

以上です。

議長 高橋和子君。

4番 今ご説明ありました中で、総合成人病検診の収益のほうで300万円減収して、63人減ということですが、貴重な収入源でもあると思います。この63人というのは、昨年と比べてどういう減り方なのか、また健康福祉課のほうではこの減少をどのように捉えておられるのか、それぞれお伺いしたいと思います。

議長 病院事務長。

病院事務長 人間ドックの関係の減少の部分につ

いて私のほうからお答えしたいと思います。

1日人間ドックについては、男性、女性、あとは年齢によって検査項目が異なってきております。当初それぞれ、男性、女性、年齢で試算をして予算計上しておるわけでございますが、それに加えてシニアのドック、病院で単独で行っておりますけれども、それらを含めて、全体の人数については例年並みの減少かなと思っておりますけれども、金額等についてはそれぞれ違うものですから、今の現状、間もなくドック、今月で終わりますので、それに伴っての金額算定にしての減少ということになります。減少数については、正確な数字、ちょっと今持ち合わせておりませんが、例年このぐらいの減はあるかなというふうに思っております。

議長 健康福祉課長。

健康福祉課長 1日人間ドックの減少についてとこのところでの健康福祉課での捉え方ということでのお話だったかと思っております。健康福祉課のほうでは、まず町内に住所を有する30歳以上、それから65歳未満の方に対してということで、健診や保健指導の機会をつくり、疾病の予防ということで、早期発見、早期治療を目指すということで、さわうち病院さんのほうに委託をして実施している事業になります。

こちらにつきましては、30歳以上ということもありますので、若い方が最近では受けていただいているなというのを健康福祉課の中でも感じているところでありますので、どうしても人口減少の関係で対象者が減ってきているということが検診の受診している方も減っているところにつながっているところもあるかと思うのですが、引き続き人間ドックの周知をしながら、また今2月に、一応皆さんのほうに希望ということで、保健委員さんを通じて人間ドックのほうもお知らせをしておりますので、そういうふうなお知らせをしながら、引き続き進めてまいりたいと考えております。

議長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声)

議長 これでは質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第31号 令和3年度町立西和賀さわうち病院事業会計補正予算(第5号)についてを採決します。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、日程第16、議案第32号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

内記町長。

町長 ただいま上程になりました議案第32号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)について提案理由を申し上げます。

1ページをお開きください。第1条では、令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによらし、第2条では収益的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入においては水道事業収益について、既決予定額3億5,906万円から3万9,000円を減額し、収入の総額を3億5,902万1,000円に、支出においては水道事業費用について、既決予定額4億614万9,000円に381万8,000円を増額し、支出の総額を4億996万7,000円にしようとするものです。

2ページをお開きください。第3条では、資本的収入及び支出の予定額の補正を定めており、収入については既決予定額2億8,195万9,000円から27万5,000円を減額し、収入の総額を2億8,168万4,000円にしようとするものです。

支出においては、既決予定額4億4,334万4,000円から27万5,000円を減額し、支出の総額を4億4,306万9,000円にしようとするものです。

第4条では、中部浄水場急速ろ過機ろ材交換工事の事業費の確定に伴い、企業債の限度額を880万円から850万円に変更するものです。

3ページを御覧ください。第5条では、職員職員給与費の補正に伴い、議会の議決を経なければ流用することができない経費の金額を改めるもので、既決予定額3,582万円から236万6,000円を減額し、職員給与費の総額を3,345万4,000円にしようとするものです。

第6条では、他会計からの補助金の額1億7,583万円を1億7,580万8,000円に改めようとするものです。

詳細については、担当課長から説明いたしますので、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますようお願いいたします。

議長 上下水道課長。

上下水道課長 それでは、補正予算の内容について説明いたします。

初めに、収益的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。10ページをお開きください。収入から説明いたします。1款1項2目その他の営業収益については、給水装置工事事業者指定手数料の額等の確定に伴い、1万7,000円を減額するものです。

1款2項2目他会計補助金については、沢内庁舎の改修事業に伴う沢内庁舎施設監視設備移設業務委託について事業費の確定に伴い、2万2,000円を減額するものです。

続いて、支出について説明いたします。11ページを御覧ください。1款1項1目原水及び浄水費、手当、賞与引当金繰入額、法定福利費は、会計年度任用職員である水道作業員への支払額の額の確定に伴い、それぞれ23万1,000円の減、6万8,000円の増、1万5,000円を減額するものです。

委託料については、先ほど申し上げましたけ

れども、沢内庁舎の改修事業に伴う沢内庁舎施設監視設備移設業務委託について事業費の確定に伴い、2万2,000円を減額するものです。

2目配水及び給水費、委託料については、水道メーター交換業務委託の額の確定に伴い、20万7,000円を減額し、修繕費については今後の事業等を精査し、46万5,000円を増額するものです。

3目総係費、手当については、職員の期末手当等の額の確定に伴い、212万5,000円を減額するものです。法定福利費については、事務補助員に係る支払額の確定に伴い、5,000円を増額するものです。12ページをお開きいただきたいと思います。12ページ、雑費についてですが、支払い科目の見直しに伴い、確定申告分の消費税額及び地方消費税額207万9,000円を減額し、2項2目消費税及び地方消費税額の支払い科目から支払おうとするものです。

4目減価償却費、有形固定資産減価償却費については、構築物として185万1,000円、機械及び装置として10万8,000円をそれぞれ増額するものです。

2項2目消費税及び地方消費税については、先ほど申し上げた雑費の補正額では不足すると見込まれる額を追加し、600万円を増額補正するものです。

次に、資本的収入及び支出の補正予定額の内容について説明いたします。13ページを御覧ください。収入から説明いたします。1款1項1目企業債については、中部浄水場急速ろ過機ろ材交換工事の事業費の確定に伴い、30万円を減額するものです。他会計出資金については、同事業の事業費の確定に伴い、2万5,000円を増額するものです。

続いて、支出について説明をいたします。支出は、14ページ、御覧いただきたいと思います。1款1項1目水道施設改良費、修繕費については、先ほど来申し上げておりますが、中部浄水場急速ろ過機ろ材交換工事の事業費の確定に伴

い、27万5,000円を減額するものです。

以上で説明を終わりますが、ご審議の上、原案のとおりご決定くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑を許します。

(なしの声)

議長 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

討論を省略し、直ちに表決に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長 異議なしと認め、直ちに表決に入ります。

議案第32号 令和3年度西和賀町水道事業会計補正予算(第3号)について、本案を原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

議長 起立全員であります。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

これをもって本日は散会いたします。ご苦労さまでございました。

午後 1時36分 散 会